

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（令和元年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

区 分	令和元年度					平成30年度						
	競争試験	うち 女性数	選考	うち 女性数	うち再任用 職員等	計	競争試験	うち 女性数	選考	うち 女性数	うち再任用 職員等	計
一般行政職員	88	43	226	128	62	314	73	32	200	112	56	273
教 員	0	0	340	162	107	340	0	0	272	126	69	272
警 察 官	43	13	27	0	27	70	43	10	32	0	32	75
計	131	56	593	290	196	724	116	42	504	238	157	620

- (注) 1 職員数は、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いた数です（以下同じ。）。
 2 一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。
 3 教員には、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます（以下同じ。）。
 4 再任用職員等には、再任用職員、任期付職員及び国等との人事交流により採用又は復帰する職員を含みます。

(2) 職員の異動の状況（令和元年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。

区 分		令和元年度		平成30年度	
		異動者数	うち 女性数	異動者数	うち 女性数
一般行政職員	部長級	14	4	7	1
	次長級	41	7	36	4
	課長級	168	29	193	39
	課長補佐級	274	71	297	75
	係長級	403	175	405	167
	一般職員等	521	183	423	185
	計	1,421	469	1,361	471
教 員	校長	62	6	69	11
	教頭	101	36	99	27
	教諭	616	306	605	333
	助教諭等	0	0	0	0
	計	779	348	773	371
警 察 官	警視	49	0	61	0
	警部	98	0	91	2
	警部補	119	9	112	7
	巡査部長	139	13	114	17
	巡査等	127	25	158	26
	計	532	47	536	52

(3) 職員の退職の状況（令和元年度）

区 分	令和元年度				平成30年度			
	一般行政 職員	教 員	警 察 官	計	一般行政 職員	教 員	警 察 官	計
定年退職	153	174	0	327	75	164	0	239
勤奨退職	6	0	15	21	2	3	20	25
早期退職	21	34	1	56	28	46	3	77
普通退職	116	41	11	168	98	26	15	139
分限免職	0	0	0	0	1	0	1	2
懲戒免職	1	1	0	2	1	1	0	2
失 職	0	4	0	4	0	0	0	0
死亡退職	6	0	0	6	4	3	0	7
計	303	254	27	584	209	243	39	491

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

(4) 部門別の職員数の状況（令和2年4月1日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）及び鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）で上限を定めています。

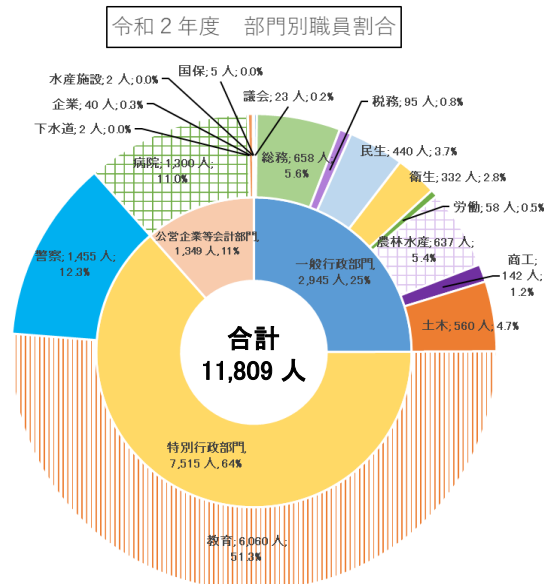
これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的かつ機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区 分	部 門	職 員 数				
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
	議 会	23人(0)	23人(0)	23人(0)	23人(0)	23人(0)
	総 務	596人(△15)	609人(13)	608人(△1)	665人(57)	658人(△7)
	税 務	96人(1)	97人(1)	92人(△5)	90人(△2)	95人(5)

一般行政部門	民生	432人(1)	435人(3)	450人(15)	448人(Δ2)	440人(Δ8)
	衛生	361人(10)	362人(1)	323人(Δ39)	327人(4)	332人(5)
	労働	51人(3)	53人(2)	56人(3)	56人(0)	58人(2)
	農林水産	677人(Δ3)	666人(Δ11)	640人(Δ26)	636人(Δ4)	637人(1)
	商工	150人(0)	149人(Δ1)	147人(Δ2)	145人(Δ2)	142人(Δ3)
土木	566人(Δ9)	570人(4)	575人(5)	563人(Δ12)	560人(Δ3)	
計	2,952人(Δ12)	2,964人(12)	2,914人(Δ50)	2,953人(39)	2,945人(Δ8)	
特別行政部門	教育	5,893人(Δ40)	5,843人(Δ50)	5,786人(Δ57)	5,745人(Δ41)	6,060人(315)
	警察	1,447人(Δ3)	1,440人(Δ7)	1,462人(22)	1,459人(Δ3)	1,455人(Δ4)
計	7,340人(Δ43)	7,283人(Δ57)	7,248人(Δ35)	7,204人(Δ44)	7,515人(311)	
普通会計計		10,292人(Δ55)	10,247人(Δ45)	10,162人(Δ85)	10,157人(Δ5)	10,460人(303)
公営企業等 会計部門	病院	1,167人(40)	1,177人(10)	1,213人(36)	1,253人(40)	1,300人(47)
	下水道	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	企業	44人(1)	43人(Δ1)	44人(1)	43人(Δ1)	40人(Δ3)
	水産施設	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	国保	-	-	4人(4)	0人(Δ4)	5人(5)
計	1,215人(41)	1,224人(9)	1,265人(41)	1,300人(35)	1,349人(49)	
合計 [条例定数]		11,507人(Δ14)	11,471人(Δ36)	11,427人(Δ44)	11,457人(30)	11,809人(352)
		[12,074人]	[12,044人]	[11,968人]	[11,963人]	[12,004人]

(注) 1 ()は、前年との比較

2 職員数には、再任用職員、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。(総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠)



(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由(令和2年4月1日現在)

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部門	増減	主な増減理由	
一般行政部門	議事	0	
	総務	Δ7	新鳥取県史編さん事業の終了による減等
	税務	5	育児休業予定職員の暫定配置による増等
	民生	Δ8	県補助金業務の民間委託による減等
	衛生	5	淀江産業廃棄物処理施設計画審査室の新設による増等
	労働	2	育児休業予定職員の暫定配置による増等
	農林水産	1	鹿児島全協対応、和牛遺伝資源の保護業務の増等
商工	Δ3	公益法人派遣の減等	
	Δ3	公共工事の発注件数の減少による減等	
	計	Δ8	
特政 別部 行門	教育	315	任用の適正化に伴い新たに「地方公共団体定員管理調査」の対象となった職員の増等
	警察	Δ4	欠員不補充による減
計	311		
普通会計計		303	
公 営 企 業 等 部 門	病院	47	診療機能の充実による増等
	下水道	0	
	企業	Δ3	既設発電所大規模改修業務の減等
	水産施設	0	
	国保	5	国保制度改革による増
計	49		
合計		352	

(6) 定数削減の状況

鳥取県では、鳥取県版集中改革プラン（平成19年度～平成23年度当初）及び新たな定数管理の方針（平成23年度～平成27年度当初）に基づく取組の結果、8年間で608人（うち一般行政部門306人）の定数削減を達成しており、平成27年度からは、役所仕事のあらゆるムリ・ムダを排除することにより、平成31年度までの4年間でさらに59人の定数削減（学校教職員、警察、病院局を除く一般行政部門等を対象）を達成しました。

厳しい状況が続く県財政を踏まえ、将来に向けて持続可能な体制とするためには、これまで以上に簡素で機能的な組織を構築し、全国最少レベルの職員数を堅持することが必要です。このため、業務改善や行政課題の変化に対応した業務のスクラップ・アンド・ビルド、社会環境の変化を踏まえた組織機能の再点検、また民間・NPOとの連携推進等により、組織体制の更なる効率化や人員配置の最適化を目指した取組を進めています。

(7) 職員数の推移

部門別	年度						
	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,964人	2,952人	2,964人	2,914人	2,953人	2,945人	△19人(△0.6%)
教 育	5,933人	5,893人	5,843人	5,786人	5,745人	6,060人	127人(2.1%)
警 察	1,450人	1,447人	1,440人	1,462人	1,459人	1,455人	5人(0.3%)
普通会計計	10,347人	10,292人	10,247人	10,162人	10,157人	10,460人	113人(1.1%)
公営企業等会計計	1,174人	1,215人	1,224人	1,265人	1,300人	1,349人	175人(14.9%)
総合計	11,521人	11,507人	11,471人	11,427人	11,457人	11,809人	288人(2.5%)

(8) 職級別の職員数の状況(令和2年4月1日現在)

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

(単位:人)

区分		令和2年4月1日現在			平成31年4月1日現在		
		職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A
一般行政職員	部長級	23	5	21.7%	20	4	20.0%
	次長級	81	13	16.0%	81	10	12.3%
	課長級	493	108	21.9%	482	105	21.8%
	課長補佐級	926	297	32.1%	924	281	30.4%
	係長級	1,355	606	44.7%	1,359	610	44.9%
	一般職員等	2,317	1,291	55.7%	2,215	1,190	53.7%
	計	5,195	2,320	44.7%	5,081	2,200	43.3%
教 員	校長	204	33	16.2%	207	27	13.0%
	教 頭	250	84	33.6%	252	74	29.4%
	教 諭	4,507	2,384	52.9%	4,577	2,390	52.2%
	助教諭等	415	185	44.6%	102	31	30.4%
	計	5,376	2,686	50.0%	5,138	2,522	49.1%
警 察 官	警 視	63	0	0.0%	63	0	0.0%
	警 部	128	1	0.8%	128	2	1.6%
	警 部 補	308	18	5.8%	310	18	5.8%
	巡 査 部 長	325	32	9.8%	323	34	10.5%
	巡 査 等	414	84	20.3%	414	74	17.9%
	計	1,238	135	10.9%	1,238	128	10.3%
合計		11,809	5,141	43.5%	11,457	4,850	42.3%

(9) フルタイム会計年度任用職員数の状況(令和2年4月1日現在)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)、鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年鳥取県条例第8号)の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)に係る事項の公表を行うこととされました。

部門別	年度	
	職員数	うち女性
一般行政	0	0
教 育	0	0
警 察	0	0
普通会計計	0	0
公営企業等会計計	324	288
総合計	324	288

(10) 等級等ごとの職員数の状況(令和2年4月1日現在)

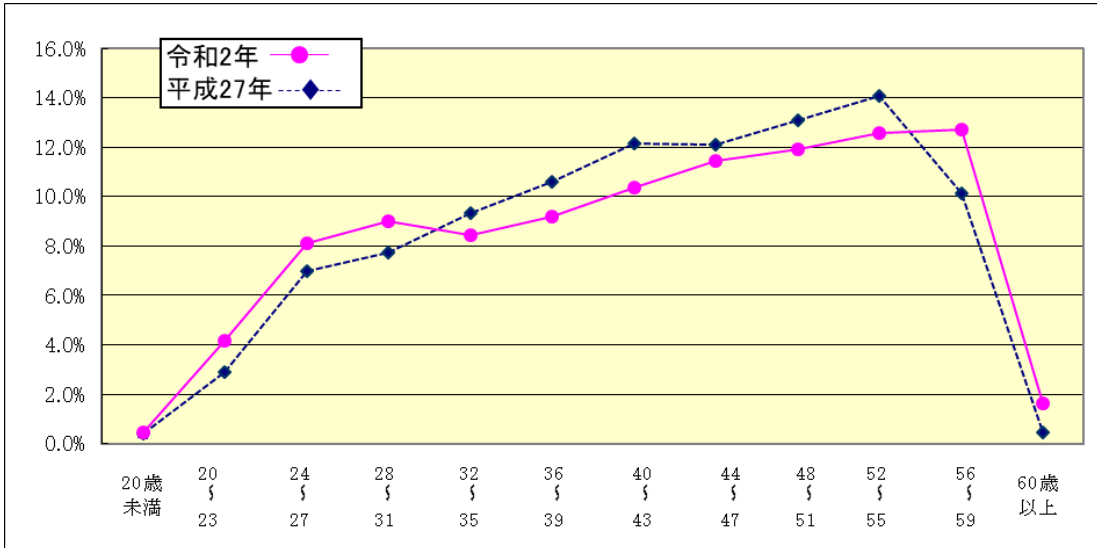
職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)に定める等級別基準職務表に基づく個々の具体的な職務の各等級への格付けに係る県の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

なお、ここで公表する職員数は、集計方法の違いから、他に公表する情報と職員数が一致しないことがあります。

※地方公務員法第58条の3の規定に基づく公表

※詳細は、別添巻末資料を参照

(11) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
令和2年	51人	475人	928人	1,034人	967人	1,056人	1,402人	1,315人	1,368人	1,441人	1,459人	187人	11,469人
平成27年(5年前)	48人	333人	805人	890人	1,076人	1,223人	1,402人	1,397人	1,506人	1,624人	1,166人	51人	11,521人

(12) 障がい者の雇用の状況（令和2年6月1日現在）

区分	令和2年				令和元年			
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
知事部局等	3,401.0人	112.0人	3.29%	2.5%	3,410.5人	111.0人	3.25%	2.5%
身体障がい								
視覚障がい		83人				80人		
聴覚・平衡機能障がい		1人				2人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		5人				3人		
肢体不自由		-				-		
内部障がい		25人				27人		
知的障がい		27人				26人		
精神障がい		9人				8人		
精神障がい		16人				14人		
教育委員会	5,171.5人	125.0人	2.42%	2.4%	5,104.5人	110.5人	2.16%	2.4%
身体障がい								
視覚障がい		95人				82人		
聴覚・平衡機能障がい		10人				9人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		12人				10人		
肢体不自由		-				-		
内部障がい		16人				15人		
知的障がい		15人				19人		
精神障がい		18人				14人		
精神障がい		24人				15人		
警察本部	311.0人	7.0人	2.25%	2.5%	309.0人	7.0人	2.27%	2.5%
身体障がい								
視覚障がい		4人				4人		
聴覚・平衡機能障がい		-				-		
音声・言語・そしゃく機能障がい		1人				1人		
肢体不自由		-				-		
内部障がい		-				-		
知的障がい		2人				2人		
精神障がい		-				-		
精神障がい		1人				1人		
病院局	952.5人	26.0人	2.73%	2.5%	673.5人	17.0人	2.52%	2.5%
身体障がい								
視覚障がい		16人				10人		
聴覚・平衡機能障がい		1人				-		
音声・言語・そしゃく機能障がい		4人				2人		
肢体不自由		-				-		
内部障がい		4人				3人		

内部障がい	4人							4人		
知的障がい	-							-		
精神障がい	3人							1人		

- (注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。
 2 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
 3 職員数には、非常勤職員等の短時間勤務職員（任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。
 4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、1人を0.5人（重度身体障がい者、重度知的障がい者及び採用の日または精神障害者保健福祉手帳取得の日のいずれか遅い日から起算して3年目を経過する間にある者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

2 職員の人事評価の状況

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要（令和2年4月1日現在）

区 分	具 体 的 な 取 組			
	一般行政職員	会計年度任用職員	教員（学校事務職員を含む。）	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対評価	絶対評価
評価の対象者	全職員（評価対象期間中に勤務実績が全くない職員を除く。） ※県警一般行政職員は警察に同じ。	全職員（評価基準日に在籍していない職員を除く。）	市町村（学校組合）立学校及び県立学校に勤務する教職員（評価機関における勤務期間が3月に満たない教職員等を除く。）	全職員（地方警務官、出向者、評価対象期間中に勤務実績のない派遣者・休職者等を除く。）
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	なし	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回（10月、2月）	年2回（10月、2月）	年1回（1月）	年2回（10月、2月）
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置
評価結果の反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映	再度の任用を行う際の判断に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	面談を年2回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・意欲向上につながる指導、助言	評価対象者と評価者の面談を年3回実施 ・学校目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・次年度の目標設定に向け、意欲を喚起	面談を年2回実施 ・業務目標の確定 ・部下の意欲向上につながる指導、助言
自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発も目的とした、「業務管理・キャリア開発シート」の作成を全職員が実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	なし	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める教職員の自己申告制度を実施	評価期間における発揮した能力、挙げた業績に関する自己の認識その他参考となる事項について申告する制度を実施

3 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

令和元年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
勤勉手当の支給割合の見直し	・人事委員会勧告に基づき勤勉手当の支給割合を年0.05月分引き上げた。	令和元年12月1日
特殊勤務手当の見直し	・皆成学園に勤務する保育士に支給する児童生活支援業務手当の額を、月額22,000円（見直し前 月額11,000円）に引き上げた。 ・原子力環境センターの職員が行う放射線の照射を伴う調査研究業務を、放射線取扱業務手当の支給対象に加えた。（日額 300円）等	令和2年4月1日